

平成19年12月20日

社団法人 金融先物取引業協会

会員に対する処分及び勧告について

本協会は、本日、本協会の会員であるフェニックス証券株式会社に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分及び同第16条に基づく勧告を行いました。

記

1. 処分内容及びその理由等

(1) 処分内容

過怠金200万円の賦課

(2) 処分の対象となる行為

同社は、従業員が法令、規則等を遵守するよう努めさせる監督責任があるにもかかわらず、役職員の法令に対する認識不足に加え、内部管理責任者の法令に対する認識不足及び牽制機能の不徹底等当社の内部管理体制が不十分であることから、従業員が受託契約等の締結の勧誘を要請していない一般顧客に対して受託契約等の締結の勧誘を行うことを看過していた。

(3) 処分理由

同社の行為は、金融先物取引法第76条(金融商品取引法第52条第1項第6号に該当するとみなされる行為)、金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則第3条、同第4条、金融先物取引業務取扱規則第3条、同第4条及び金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則第3条に違反し、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められること。

2. 勧告内容

定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化の徹底を勧告

以 上